

公立大学法人横浜市立大学附属病院
入院患者等食事療養提供業務委託に関する公募型プロポーザル募集要項

1 趣 旨

公立大学法人横浜市立大学附属病院は“市民が心から頼れる病院”を理念に掲げ、横浜市内唯一の特定機能病院として先進的な高度医療を含め、安心・安全な医療を市民の皆様に提供することを目指すとともに、研修医及び医学生、看護学生など、将来の医療を支える医療人の教育・育成にも努めています。

今回、当院の入院患者食事療養の向上を目的として、「入院患者等食事療養提供業務」に関して公募型プロポーザルを行います。

広範かつ専門的な知識・ノウハウ・経験を有する、優秀な事業者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な手続きについて定めています。

2 名 称

公立大学法人横浜市立大学附属病院 入院患者等食事療養提供業務委託

3 主 催 者

公立大学法人 横浜市立大学附属病院

4 プロポーザルの性格

本プロポーザルは、公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において受託候補者の考え方や具体的な準備・運営に関する能力等を「提案」を通して評価し、受託者を公正かつ客観的に特定するものです。プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

5 当院の概要

(1) 所在地

横浜市金沢区福浦三丁目 9 番地

(2) 患者数

入院患者 560 人／日（平成 29 年度実績 病床利用率 85.7 %）

(3) 病床数

674 床（ICU、HCU、CCU、ACU、NICU を含む）

※治験病床 20 床を含む

6 栄養部基本方針

- (1) 患者個々の治療計画及び治療食のニーズに則した食事提供及び栄養指導を行う。
- (2) 適時・適温・選択メニュー・行事食等患者サービスを基本とした食事を提供する。
- (3) 食数管理、食材管理、倉庫管理、栄養指導等を効率よく実施する。
- (4) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び当院の「衛生管理マニュアル」に基づいた衛生管理の徹底を図る。

7 募集する委託業務概要

- (1) 提案に対する基本的な考え方
- (2) 調理・衛生管理・教育関連業務
- (3) 院内保育所給食運営業務（企画、献立作成から材料発注等を含む食事提供関連業務全て）
- (4) 指揮管理体制及び人員配置
- (5) 自由提案（患者サービス等有意義で実現可能な具体的提案）
- (6) 提案金額

※詳細については「別紙 入院患者食事療養提供業務及び保育所給食業務委託仕様書」を参照願います。

8 委託期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

ただし、その場合においても、契約金額及び仕様書は、1年ごとに見直すこととします。

9 応募手続き

「公立大学法人横浜市立大学附属病院入院患者等食事療養提供業務委託に関する提案書作成要領」を参考照願います。

10 応募資格

平成30年10月4日現在において、次の各号に定める要件をすべて満たしている者で、当該業務の完了まで業務を履行できる者。

- (1) 平成29・30年度横浜市一般競争入札参加者名簿（物品・委託等関係）において、営業種目「給食」を登録しており、所在地区分に「市内」または「準市内」を登録している者。
- (2) 平成25年4月1日以降に、病床数500床以上の総合病院で当院委託仕様と同等もしくはそれ以上の入院患者食提供受託実績を有していること。
- (3) 横浜市一般競争参加資格停止及び横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日)の規定による措置停止をプロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までに受けていない者であること。

11 プロポーザル実施スケジュール

10月 10日(水)	ホームページにて公募開始
10月 17日(水)	参加意向申出書締切
10月 24日(水)	参加資格確認結果通知・提出要請書の送付
10月 30日(火)	現地説明会
11月 1日(木)	質問受付締切（参加資格がないとされた業者からの質問はお受けできません。）
11月 7日(水)	質問回答
11月 12日(月)	提案書提出締切

※提案者が5社以上の場合は、第一次評価として書類選考を実施し、合格者のみプレゼンテーション

を行います。

1月 30日(金)	プレゼンテーション実施
1月上旬	特定受託者との協議、交渉開始、以降業務引継
1月中旬	契約締結

12 停止条件

等委託業務は、平成31年度予算が決定されることを条件とする案件です。

停止条件が解除されない場合は、委託業務として成立しません。

12 問合せ先

横浜市立大学病院 栄養部 【担当者：雁部、小久保】

所在地 〒236-0004 横浜市金沢区福浦3-9

電話 045-787-2832 (直通)

FAX 045-787-2833

※提案書作成に関する質問は、別添「提案書作成要領」の規定のとおり、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールで受け付けます。ただし、ファクシミリ、電子メールの場合は、後日原本を必ず提出して下さい。また、送信したことをお電話にてお知らせください。